

陳 情 文 書 表（１８－２－その３）

- 1 受理番号 陳情第４号 平成３０年５月１６日受理
- 2 件 名 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 3 陳 情 者 住 所 千葉市中央区中央４－１３－１０ 千葉県教育会館
団体名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体
千葉県連絡会
氏 名 会長 齋 藤 晟

4 趣 旨

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成２３（２０１１）年度に小学校１年生の３５人以下学級が実現しました。平成２４（２０１２）年度は、新たに小学校２年生の３５人以下学級編制が可能となり、千葉県では、平成２９（２０１７）年度から３年生までの３５人学級が可能となりました。このように、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

5 付託委員会 教育福祉常任委員会